

1 ニュージャージー州における失業保険制度による追加的な訓練制度

(1) 自営業開業支援

(Self-Employment Assistance : SEA)

開業支援は、通常の失業保険受給資格がある者で、元の職場で就業する可能性が低く、失業保険給付を使い果たす可能性が高いとみなされる者で、事業が軌道に乗るまでの資金等に目処が立っている、又は立ちそうである者に対して行われる支援である。

失業保険が給付されない代わりに、26週間、失業給付と同額の現金給付を受ける事ができるほか、事業計画の策定の支援や相談、起業関連の訓練に対する金銭的な支援などが受けられる。

(2) 訓練期間中の追加給付 (Additional Benefits during Training : ABT)

労働力開発パートナーシップ (Workforce Development Partnership : WDP)¹³⁴⁾の担当カウンセラーから承認を受けて職業訓練に参加した場合で、その訓練が通常の26週の失業保険給付期間を超える場合、訓練終了時まで、最大で26週間失業保険給付を追加で受ける事ができる。¹³⁵⁾

なお、他の州に在住し、ニュージャージー州から失業保険給付を受け取っている場合で、地元のキャリア・カウンセラーに相談し、訓練を受けている場合も、この制度の対象となる。

2 ワシントン州における失業保険制度による追加的な訓練制度

(1) 自営業開業支援プログラム (Self-Employment Assistance Program : SEAP)

自営業開業支援プログラムは、州雇用保障局により対象とみなされた者（基準としては失業保険給付を使い果たす可能性が高いとみなされる者）で、通常の失業保険受給資格があり、雇用保障局長官が認可した開業支援に関する訓練に参加している者を対象とするものである。失業保険が給付されない代わりに、通常の失業保険と同様の給付を訓練期間中受けることができる。この間、訓練で良好な結果を上げていれば求職活動をする必要はない。なお、給付期間の延長等は特に行われない。¹³⁶⁾

(2) 訓練による給付の延長

(Training Benefits)

訓練給付は解雇され、新たな職業に就くに当たり職業訓練が必要であると認められた者等に対し失業保険の給付期間が26週間延長される制度である。支給の対象となるためには以下のいずれかの条件を満たす必要がある。

- ① 前に就いていた職で雇用打ち切り又は解雇通知を受け取り、かつ、失業給付の受給要件を満たし、かつ、当該地域の労働力開発委員会 (Workforce Development Council)¹³⁷⁾で有する技能の需要がないと認められ、かつ、職を見つけられないと考えられる者
- ② 失業保険給付額算定基準の時間給が11.11ドル

133) この通達は、オバマ大統領が失業者向け教育機会の拡充方針を打ち出したことを受けて、失業手当を受給しながら職業訓練を受ける機会が広がるよう、労働省から各州雇用機関に宛てて発出されたもの。主な内容は州の認定訓練の範囲拡大及び失業手当受給者に対する奨学金情報の提供である。通達では、労働者個人の長期的な就業可能性の向上を図るために、州における認定訓練基準を緩和することを求めている。具体的には、認定訓練の対象をコミュニティカレッジのプログラムにまで広げ、業務スキル講座はもろんのこと、成人向け基礎学力講座や語学講座なども対象とするよう、各州の検討を依頼する内容である。

また併せて、各州における失業手当受給者に対して、ベル奨学金 (48ページ5(2)を参照) に係る情報提供も行うよう要請している。

なお、本件の実施に必要な行政費用については失業保険予算からの支出が認められている。

134) 労働力開発パートナーシップ(WDP)プログラムはニュージャージー州のワンストップ・キャリア・センター (146ページ定例報告第2章アメリカ2(2)を参照のこと)で、就業者や離職して間もない労働者に対し、労使との協調のもと訓練の場を提供しているもの。なお、この事業の財源は失業保険税と同時に徴収されている。(17ページ3(1)のコラムを参照のこと。)

135) なお、EUC 2008実施期間中は、EUC 2008の給付を使い果たした後に支給される。(http://lwd.dol.state.nj.us/labor/ui/content/ui_benefit_extensions.html)

136) なお、全米では同様の制度がニュージャージー、ワシントンを含め8州で行われている。

137) ワシントン州の各地域において組織されている委員会で、労使、政府、教育関係者で構成されており、各地域の労働力開発におけるシンクタンクの役割を担っている。例えばシアトル＝キング郡労働力開発委員会ホームページ (http://www.seekingwdc.org/about/about-wdc.html) を参照のこと。

未満で、職業訓練を受けることにより収入を増加させる余地があると認められる者

- ③ 前年に軍あるいは州兵として任務に就いていた、あるいは現在州兵として任務に就いており、職に就くためには訓練が必要であると雇用保障局が認めた者
- ④ 傷病などにより障害の状態にあり、今までの労働に復帰するのが困難で、新しい職に就くために訓練を必要とする者

原則として、失業給付の申請から90日以内に申請し、120日以内に訓練プログラムに参加する必要がある。なお②から④については、2009年9月13日以降の新規申請者を対象に、受給対象が拡大されたものである。

訓練プログラムは以下の全ての条件を満たす必要がある。

- フルタイムであること
- 労働力訓練教育調整委員会 (Workforce Training and Education Coordinating Board)¹³⁸⁾が認可した訓練プログラムであること。
- 労働力開発委員会 (Workforce Development Council)¹³⁹⁾が高い需要にあると認めた職種に就業するために必要な技能を提供する訓練プログラムであること。
- 学士以上の学位をとることを主眼としていないこと。

給付としては、失業給付を26週追加で給付する(給付はEUC 2008などの追加給付の後に行われる)。また、この訓練給付の受給者は訓練で良好な成果を修めていれば、訓練期間中は求職活動をしなくても失業給付を受けることができる。

6 最近の動き

(1) 2010年減税・失業保険再授権・雇用創出法 (The Tax Relief, Unemployment Insurance Reauthorization, and Job Creation Act of 2010) の成立

2010年11月2日に行われた連邦議会の中選挙において、共和党が下院で過半数を獲得したほか、上院でも勢力を伸ばした。共和党は小さな政府と歳出削減による財政健全化を選挙戦の中で訴えていたこともあり、政府の役割を拡大し歳出増につながる失業保険や公的扶助制度に対しても厳しい対応をする可能性が指摘されている。

このような中、2010年12月6日に、オバマ大統領と共和党議会指導部は、共和党が以前から求めていた、ブッシュ前政権下で開始され、2010年末で期限を迎える所得税減税を全ての所得層で2年間延長し、その一方でオバマ政権が求めていた2010年11月30日に期限切

れを迎えていたEUC 2008の13か月間延長と、勤労所得税額控除(EITC)の拡大措置の2年間延長に合意し、この合意内容は2010年減税・失業保険再授権・雇用創出法(The Tax Relief, Unemployment Insurance Reauthorization, and Job Creation Act of 2010)として2010年12月17日に成立した。同法の主な内容は、

- 所得税の減税措置を全ての所得層について、2012年まで2年間延長。
- 失業保険の給付期間を最大99週間とする措置 (EUC 2008) を2012年1月3日まで延長。
- 社会保障税 (Social Security Tax)¹⁴⁰⁾の本人負担分を2011年に限り2パーセント・ポイント減税し、4.2%とする。
- 勤労所得税額控除(EITC)など勤労者層を対象とした控除の時限措置を2012年まで2年間延長。
- 相続税 (Estate Tax)の減税措置を2011、2012年の2年間行う。

■ 138) ワシントン州知事が労使及び政府の三者から9名を任命する委員会で、労働力開発の政策に関して助言をおこなう。詳しくはワシントン州労働力訓練教育調整委員会ホームページ (<http://www.wtb.wa.gov/WorkforceBoard.asp>) を参照のこと。

■ 139) 51ページ脚注137)を参照のこと。

■ 140) 日本の年金保険料に相当する。なお、この減税により減収となった保険料は一般会計から補填される。社会保障税に関しては、277ページ定例報告第3章アメリカ2(2)を参照のこと。

- 企業に対し、2011年に行われた投資を100%経費として認めることや研究開発に関する税控除措置の2年間の延長などの優遇措置を実施。となっている。

(2) 州の失業保険基金の財政問題

14ページ3(1)にて述べたように、失業保険は各州が独自に基金を設けて運営を行っているが、2010年11月現在31州で失業保険基金が枯渇した状態にあり、これらの州は合計410億ドルを連邦政府から借り入れている。さらに、2013会計年度(2012年10月～2013年9月)には35州で失業保険基金が枯渇した状態となり、連邦政府からの借入れ規模は650億ドルになると見込まれている。景気後退による給付増と税収減は、全ての州の失業基金財政に少なからぬ影響を与えているが、好景気期に十分な基金を確保した州や、不況時に税収を増やす仕組みが組み込まれている州(22州では基金残額に応じて自動的に保険料率が引き上げられる制度を採用している)¹⁴¹⁾がある一方で、無駄な積み立てとの批判を嫌って必要最小限の積み立てしか行ってこなかった州や、不況時に税収を増やす機能が採用されていない州も多く、財政状況は州によって大きな差がある。¹⁴²⁾ また、現在連邦政府からの借入れについて、無利子とする措置がとられているが、この措置の延長がなければ、2011年1月以降は年利3.9%の金利が掛かることになる。

参考文献

- 連邦労働省ホームページ
- 連邦保健・福祉省ホームページ
- 連邦社会保障庁ホームページ
- 連邦農務省食料・栄養サービス局ホームページ
- 連邦住宅都市開発省ホームページ
- 連邦政府印刷局ホームページ
- 各州ホームページ
- 保健福祉省、The Urban Institute, "Welfare Rules Data-book : State TANF Policies as of July 2009"
- 労働政策研究・研修機構「欧米諸国における公共職業訓練制度と実態 一仏・独・英・米4カ国比較調査一」
- 原 ひろみ「アメリカの職業訓練政策の現状と政策評価の取組み」、『日本労働研究雑誌』No.579, pp.42-52.
- 内閣府「個人の選択を機能させた若年者の能力開発に関する調査研究報告書」
- A. Stettner, National Employment Law Project, "Confronting the UI Solvency Crisis"

■ 141) 連邦労働省資料 "Comparison of State Unemployment Laws", 2010(<http://workforcsecurity.doleta.gov/unemploy/comparison2010.asp>) のTable 2-11による。今回コラムで取り上げた3州はいずれも基金残高に応じて料率が変化する。

■ 142) 民間シンクタンクNational Employment Law Projectの2010年11月現在の調査によれば、カリフォルニア州では約88億ドルの連邦政府からの借入れがある一方で、ワシントン州の基金は約23億ドルの黒字がある。なお、ニュージャージー州及びノースカロライナ州は共に連邦政府から借入れている。